

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 27 年 9 月 1 日改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、財団法人沖縄県平和墓苑管理協会（以下「この法人」という。）の定款第 17 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人の通常業務の運営について管理監督する者、もしくは一定の支援を継続的に遂行する者をいい、当該役員の主たる勤務場所がこの法人内にあることを要件としない。常勤役員の該当性は、社会保険など他法令の要件とは一切関連せず独立して判断され、当該役員の労働時間の過半が、この法人に係る業務に割かれることも要件ではない。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 13 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は年額又は月額とするとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 評議員には、定款第 15 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この協会の役員の報酬総額は別表第1「月間報酬総額」に定める金額以内とし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員に分配するものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 各評議員の報酬等は、定款第15条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年額又は月額をもって支給するものとし、毎年又は毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の登記の日（平成 22 年 7 月 28 日）から施行する。

別表第 1 常勤役員の報酬月額

年間報酬総額 40 万円

但し、当該役員が行う業務の付加価値に応じて、適宜、減額をすることができる。また、年払いの役員については、この月額を基礎に年額の総額が計算される。

別表第 2 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律 7 万 5 千円（源泉所得税控除後の金額）と別途、交通費

別表第 3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 7 万 5 千円（源泉所得税控除後の金額）と別途、交通費